

江の川上流域及び本川流域の特定都市河川流域の指定に向けた 意見聴取の実施について

1 要旨・目的

江の川上流域（三次市・安芸高田市・北広島町）及び本川（竹原市）の特定都市河川流域としての指定に向け、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）に基づき流域自治体の関係者への意見聴取を実施した。

2 現状・背景

近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、「市街化の進展」以外の要因により、河道等の整備による浸水被害の防止が困難となる状況が生じていること等を踏まえ、法が改正され、指定要件の緩和等により、全国で流域一体となった浸水被害対策の推進を図ることとされた。

この法改正を受けて、まず、平成30年や令和3年豪雨において甚大な浸水被害が発生した江の川上流域及び本川流域を特定都市河川流域に指定し、法的枠組みのもと、流域治水を強力に推進していく。

3 概要

(1) 実施主体

国及び県

(2) 実施期間（日時）

手続き内容	令和3年度		令和4年度					備考
	3月	4月	5月	6月	7月以降			
法定意見聴取		3/28						3/28 記者発表 (資料1 本川) (資料2 江の川)
大臣協議・同意								本川流域が対象
指定の通知・公示						6月中旬に指定(予定)		記者発表(予定)
雨水浸透阻害行為の許可								指定と同時に施行
流域水害対策計画の策定								令和4年度末までに策定・公表予定

(3) 実施内容

- 特定都市河川流域を指定する際には、流域における浸水被害の実態、流域の地形等について十分把握する必要があるため、法第三条に基づき、江の川上流域については、国土交通大臣が流域内の県知事および市町長に、本川流域については、県知事が流域内の市長に対して意見を聴かなければならない。
- 特定都市河川流域に指定された流域内では、雨水浸透阻害行為の許可申請等新たに住民等に関わる事項が多く、また、雨水流出抑制等に関する地域住民の啓発や協力を促進する必要もあることから、法定意見聴取を行うタイミングで、ウェブサイトへの掲載や広報紙など、様々な媒体を用いた周知を開始する。

(4) 今後の対応

- 特定都市河川流域の指定は、江の川上流域及び本川流域ともに6月中旬を予定している。
- 指定後は、流域水害対策計画の策定に向け、流域の関係者等により構成される流域水害対策協議会を設置し、総合的な浸水被害対策について協議する。

4 その他

関係自治体からは、特定都市河川流域の指定に向けた要望書が提出されている。
要望内容のポイントは以下のとおり。

- 河川整備等ハード対策の加速化
- 特定都市河川指定による流域治水の強力な推進
- 流域治水の推進に必要な地方財源の創設

本川水系本川の特定都市河川指定に向けて 流域自治体への意見聴取を実施します ～中国地方初となる指定手続きに着手～

広島県では、令和 3 年 11 月 1 日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、竹原市を流れる二級河川^{ほんかわ}本川水系本川^{ほんかわ}の特定都市河川指定に向けた関係者への事前の意見聴取を実施します。

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 31 号。通称「流域治水関連法」)が令和 3 年 5 月 10 日に公布され、同年 11 月 1 日に全面施行となりました。
- 流域治水関連法は、流域治水に係る 9 つの法律が一体的に改正され、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に流域治水対策を進めるための法的枠組みとなっており、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)は、その中核をなすものです。
- 法改正により特定都市河川の指定要件が緩和されたことから、平成 30 年 7 月豪雨等において大規模な浸水被害が発生した本川水系本川を特定都市河川に指定し、流域治水を強力に推進していきます。
- この度、中国地方では初となる本川水系本川の特定都市河川指定に向けて、法第 3 条第 9 項の規定に基づき、当該河川の流域に係る竹原市長と下水道管理者への意見聴取の手続きを開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

- 別紙 1 「流域治水」の本格的実践に向けて本川を特定都市河川に指定します
- 別紙 2 二級河川本川水系本川の概要



「流域治水」の本格的実践に向けて 本川を特定都市河川に指定します



流域治水とは

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。

流域治水では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて、

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進めていきます。

特定都市河川について（特定都市河川浸水被害対策法の適用）

本川流域では、平成30年7月豪雨や令和3年7月の大雨により、大規模な浸水被害が発生しました。そのため、水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「特定都市河川」への指定に向けた検討を進めているところです。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

ハード整備の
加速化

雨水流出の
増加を抑制

流域の貯留・
浸透機能の向上

水害リスクを
踏まえた
土地利用

水害に強いまちへ

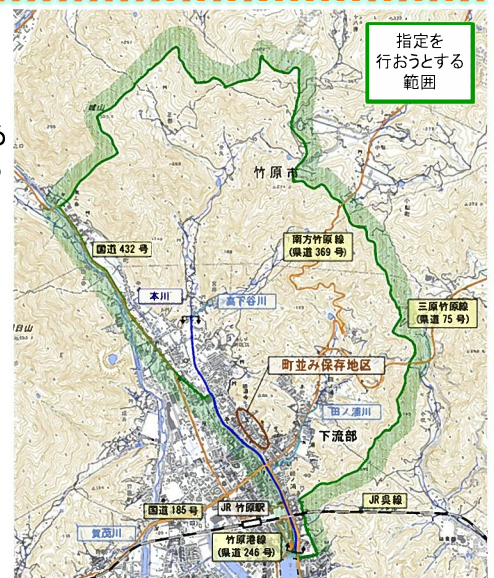
流域内の次のような行為について広島県の許可が必要になります

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県の許可(貯留・浸透施設の整備)が必要になります。

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨量が増えるおそれのある一定規模以上の行為(雨水浸透阻害行為)に対して、その対策を義務付けるものです。

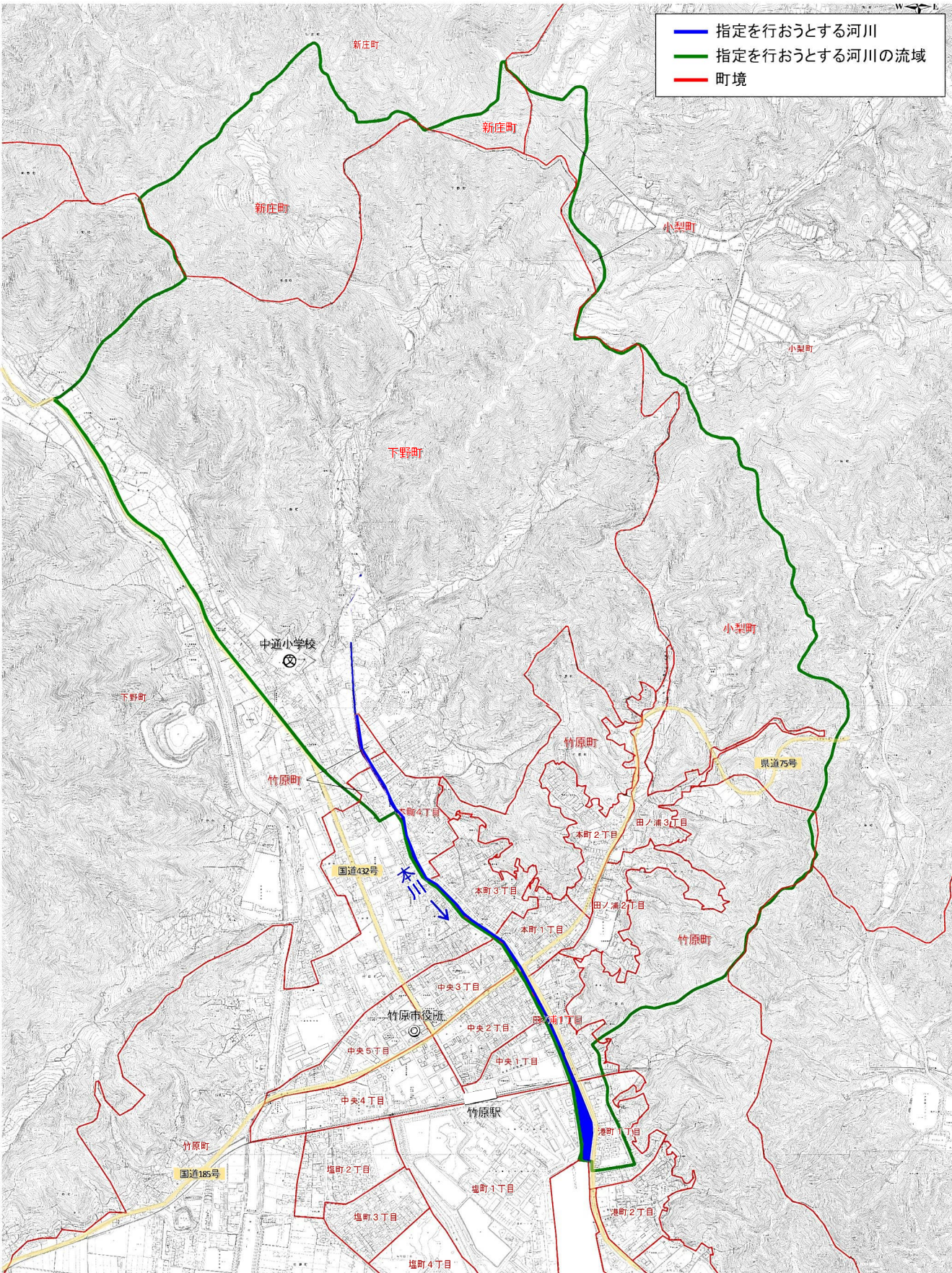


- 図に示すような行為面積が1,000m²以上の場合、許可(対策)が必要となります
- 田畑や原野を、**宅地や舗装、資材置き場**等にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。



本川水系本川等の概要

- 河川区間: 県管理区間全川(0k000~2k300)
- 流域面積: 約6.8km²(竹原市)



令和 4 年 3 月 2 8 日

水管理・国土保全局 治水課

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、令和 3 年 1 月 1 日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取を実施します。

※江の川水系江の川等の流域をその区域に含む広島県及び県内の 4 市町の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、法第 3 条第 8 項の規定に基づき、一級河川江の川水系江の川等の計 4 3 河川の流域をその区域に含む広島県及び県内の 4 市町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

（添付資料）

- 別紙 1 法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践
- 別紙 2 江の川水系江の川等の概要

問合せ先：

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 池田 大介（内線 35-582）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455 FAX 03-5253-1604

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼（内線 34-323）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432 FAX 03-5253-1597

お知らせ 国土交通本省
同時発表

記者発表資料 配布日時	令和4年3月28日 14:00
----------------	--------------------

■同時発表先:

合同庁舎記者クラブ・鳥取県政記者会・島根県政記者会・岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ・山口県政記者クラブ・山口県政記者会・山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します ～中国地方初となる指定手続きに着手～

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けた関係者への事前の意見聴取を実施します。

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が令和3年5月10日(月)に公布され、同年11月1日(月)に全面施行となりました。
- 国土交通省では、流域治水の本格的実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ることとしています。
- このたび、中国地方では初となる一級河川江の川水系江の川等の計43河川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第8項の規定に基づき、当該河川の流域をその区域に含む広島県及び県内の4市町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

- 別紙1 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
- 別紙2 江の川水系江の川等の概要
- 参考 リーフレット

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局

☎ (082) - 221-9231 (代表) (平日昼間)

河川部	河川調査官	しょうじ 庄司	しゅんすけ 俊介	(内線 3513)
	河川計画課長	はせがわ 長谷川	ふみあき 史明	(内線 3611)

特定都市河川浸水被害対策法の適用

概要

- ・ 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- ・ このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象



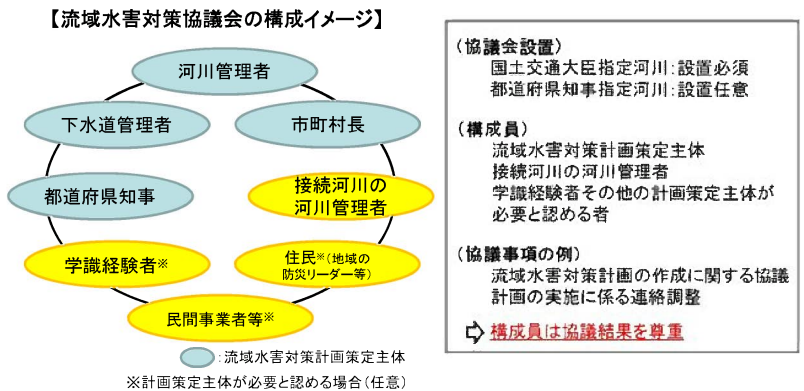
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\sim 30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**（自己用住宅除く）
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

江の川水系江の川等の概要(1/5)

別紙2

河川区間: 江の川水系江の川(栗屋地点より上流)等の計43河川

流域面積: 約670km²(広島市の一部、三次市の一部、安芸高田市の一部、北広島町の一部)

